

規制・制度改革に関する分科会 議事概要

1. 日時：平成24年2月13日（月）15:31～17:54
2. 場所：永田町合同庁舎7階特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（分科会長）、大室康一（分科会長代理）、安念潤司、大上二三雄
翁百合、佐久間総一郎、各分科会委員
 - （参考人）吉田誠（三菱商事株式会社リテイル・ヘルスケア本部リテイル事業ユニット
事業開発チームシニアアドバイザー）
 - （農林水産省）大臣官房検査部調整課 大浦課長
経営局協同組織課 平形課長
経営局協同組織課経営・組織対策室 山北室長
経営局農地政策課 渡邊課長
 - （金融庁）検査局総務課 河野課長
 - （政務）中塚副大臣、園田大臣政務官
 - （事務局）館規制・制度改革担当事務局長、宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、
小村参事官
4. 議題：
 - （開会）
 - （1）「国民の声」と各ワーキンググループの検討項目について
 - （2）分科会本体の重点フォローアップ項目について
 - （3）規制全般の見直しに向けた考え方について
 - （4）各府省フォローアップヒアリング（金融庁、農林水産省）
 - （閉会）
5. 議事概要：

○岡分科会長 それでは、皆さんおそろいでございますので「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。皆様方には、お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、議事次第にもございますとおり、「「国民の声」と各ワーキンググループの検討項目について」、「分科会本体の重点フォローアップ項目について」等の御議論をいただきまして、その後にフォローアップヒアリングとして、金融庁と農林水産省からヒアリングを行う予定でございます。

なお、フォローアップヒアリングの関係で、第1クール、第2クールのWG主査を務め

られました、三菱商事株式会社の吉田誠シニアアドバイザーにも参考人として御同席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、中塚副大臣と園田政務官より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中塚副大臣 今日もお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。担当の大臣が岡田副総理ということになりまして、皆さんに大変に御熱心に御議論いただき御苦勞いただいていることは、ちゃんと私の方から御報告を申し上げているところではありますが、岡田副総理は結果を出すということに大変に熱心というか、こだわっておりますし、この間、副総理と話をしたときに、この規制・制度改革をどういうふうにプレイアップといいますか、国民の皆さんにより関心を持っていただく方法はないものかといったようなことも申しておりました。

第3クールが、今、申し上げたような結果を出して、成果を上げられるように、私どもも一生懸命取り組んでまいりますので、本日も是非積極的、建設的な御議論をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、政務官、お願いします。

○園田大臣政務官 お疲れ様でございます。今、副大臣からも皆様方に御挨拶をさせていただきましたけれども、第9回目ということで、これまで積み上げていただきました皆様方の御議論をしっかりと政務三役としても受け止めさせていただいた上で、今後も進めていきたいと考えております。

そして、本日は金融庁と農水省からのフォローアップヒアリングということでございますけれども、前回は申し上げたかもしれませんが、やはり私どもの政権の中で、皆様方に本当に一生懸命御議論をいただいて、なおかつ、その上で政務で調整をさせていただいて、そして、閣議決定というところまで至ったところでございますけれども、その後、閣議決定したにもかかわらず、なかなか進んでいない、あるいは不十分ではないかという委員の先生方からも御指摘をいただき、会長を中心に今日まで議論をしていただいたところでございます。

このフォローアップに関しましては、もっともっと早くやらなければいけないと私どもも認識いたしておるところでございますので、言うならば3月の取りまとめを念頭に、しっかり私も皆様方と御一緒にフォローアップを仕上げていきたいと考えておるところでございますので、引き続きの御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

なお、副大臣、政務官共に、公務の関係もあって、時間は分かりませんが途中退席される可能性があるということを伺っておりますので、あらかじめ委員の皆さんに御連絡しておきます。

それでは、議事に入ります。まず議題の1「『国民の声』と各ワーキンググループの検討項目について」、事務局より説明いたします。

○高島参事官 それでは、資料に基づいて御説明いたします。

資料1「『国民の声』と各ワーキンググループの検討項目等」でございます。

「国民の声」として、大きくくくりますと756項目ですが、小項目では875件、各府省へ検討要請をいたしております。

各府省の回答を踏まえまして、余りに手続的な細かいものでありますとか、あるいは確認的な質問でありますとか、そういうものは省きまして、ある程度の事柄の大きさから見ても、性質から見ても、本分科会で取り上げるのが適当だろうと思われるものを事務局で抽出いたしまして、それぞれ第1WG及び第2WGに振り分けまして、御議論をお願いしたいと思っておりますので、今日はそれを御説明いたします。

資料2、検討項目（案）、これは第1WGの方の検討項目（案）でございます。この一番右の欄に「抽出元」と書いてある3つの欄がございまして、その真ん中が「国民の声」ということになっております。この「国民の声」に●の付いている項目は、「国民の声」でも寄せられた要望項目でございまして、その中からこの第1WGにふさわしいと思って取り上げたものでございます。

上の方から、医療機器の関係、真ん中にいきますと復旧・復興関連ということで、区分所有とか借地借家、輸送関係の項目、下の方は労働関係の項目、大規模小売店舗、その他ということで、これだけの項目を挙げたところでございます。

その次に資料3という同じようなリストが出てまいります。これは、第2WGの方の検討項目でございます。これも一番右に抽出元の欄がございまして、全く同様に「国民の声」に●が付いている項目が、「国民の声」でも要望が上がってきた項目ということになります。エネルギーは性質上、さほど「国民の声」が多くありませんけれども、それでも最後の5ページ目辺りを見ていただきますと、リサイクルの関係を中心に、廃掃法関係を中心に様々な要望が出ておりまして、それについては第2WGの方で取り上げたいと思って入れさせていただいたところでございます。

以上、時間の関係で一個一個は申し上げませんが、それだけの項目を取り上げております。

資料1に返っていただきますと、資料1の2、上記「国民の声」提案を含めまして、それから更に委員から御提案いただいた項目、フォローアップの中から抽出した項目を合わせまして、第1WGの方では資料2のとおり32項目、第2WGの方では資料3のとおり189項目ということで、これで第1WG、第2WGの、これから検討を進める分母といたしますか、一番最初の全項目リストとしたいと思っております。

今後、第2WGの方は各府省ともう協議に入っていきたいと考えております。

以上が議題1の「『国民の声』と各ワーキンググループの検討項目について」でございます。

資料1の一番下でございますけれども、これは後ほど資料4ということで出てまいりますので、これはちょっと切り離して後ほど御説明をいたします。

○岡分科会長 それでは、ただいまの「国民の声」、それを踏まえた各ワーキンググループの検討項目の説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。これは絞り込んだと言っても、第1・第2を合わせて221項目ということで、相変わらず大変な数の項目だと思うので、そういう意味ではこのWGの皆さん方には相当精力的に活躍していただくことになろうかと思っておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思っております。

それでは、これから各WGにおいて引き続き検討を進めていただくということで、続きまして、議題の2「分科会本体の重点フォローアップ項目について」に移ります。前回の分科会の御議論も踏まえまして、事務局と調整し、私の方で重点フォローアップ項目を取りまとめましたので、まず事務局より説明させていただきます。

お願いします。

○小村参事官 お手元の資料4を御覧ください。「重点フォローアップ項目」との記載の下、1番～11番まで事項名が並んでいる資料でございます。前回、「重点フォローアップ項目候補」という資料を出させていただきまして、1番～19番までの事項名が入った資料で御議論をいただきました。大きくは、農業、医療を重点分野ということで今期定めておりますので、そこに絞っていつてはどうかという御意見。

あと、その事案の大きさとして大小ございますので、それに合わせて時間の方も工夫して、できる限り取り組んではどうか等々の御意見を頂きまして、最終的には会長一任ということで議論を終えていただいております。その上で、会長とも御相談させていただきまして、記載のとおり11項目とさせていただきます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、ここまでが医療の関係でございます。

8番、9番、10番、ここまでが農業の関係でございます。

11番が国土交通省の木造耐火構造に関する性能評価試験、これだけ国土交通省案件でございます。

時間については、またそれぞれのコマを事前に事務局で精査させていただきまして、長いもの、短いものあるかと思っておりますけれども、今後、コマ割りに合わせて御案内したいと思っております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

今、事務局の説明にもありましたように、前回の皆様の御意見も踏まえまして、第3クールの重点分野、医療、農業、ITということから、この間の候補の中から、今の重点分野を中心ということで、医療、農業、この項目が全体の大半を占めるということになりました。一部、農地の集約化に関するテーマを取り上げるべきではないかという御意見もありました。閣議決定されている項目の中には、それに当たるものはありませんが、このテ

ーマは一切この第3クールで取り上げないということではありません。しかし、重点フォローアップとして、この分科会が直接やるテーマとしては、この11項目に絞りたいという趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思いますが、何か御意見がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、この分科会が取り上げる重点フォローアップ項目でございますので、しっかりとした成果を上げていきたい。かように思いますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、議題3「規制全般の見直しに向けた考え方について」に移りたいと思います。規制・制度改革推進のための体制整備に関して、これまで分科会で御議論いただきましたが、それも踏まえまして、各省に検討要請を行いたいと考えております。まず、事務局より説明願います。

○高島参事官 それでは、御説明いたします。思い出していただきますと、前回の分科会の際に御説明した内容を、今日はまた敷えんをして議論させていただければと思います。

前回の分科会でも議論をいたしましたけれども、昨年12月に分科会長には、各省を回って意見交換をしてきていただいたところでございます。その後、この分科会におきまして、各府省の主体的・積極的取組を推進する仕組みづくりの検討ということで、前回も議論をいただいたところでございますが、前回の1月27日の分科会の際の基本的考え方は、

- ・各府省が主体的・積極的に改革に取り組む体制を整備し、分科会はそれを支援する。
- ・各府省は、期間1年間のPDCAサイクルを基本に取り組み、分科会は計画と評価の過程で関与する。
- ・分科会が各府省の取組を広報等によってアピールし、各府省の成果向上を支援する。

というのが基本的な考え方でございます。前回出ましたその考え方に基づいて、各府省と意見交換を行った上で、第3クール中に成案を得たいということでございます。

これを受けまして、まずは関係府省にそれぞれの省の中での規制・制度改革推進チームを設置してもらって、そこが今後、当分科会と意見交換をしていく上でも母体になって活用していただくということがよいのではないかとございまして。

各府省にそういう推進チームをつくってもらえれば、それを私どもで取りまとめて発表していく、ホームページに載せていくこともできると思っております。

体制整備の内容ということでございましてけれども、趣旨は今、申し上げたとおりでございますけれども、具体的な体制は、ある程度各府省にはそれぞれ独自の事情もございまして、それぞれが最適と考える形で整備してもらえればいいのかなと思いますけれども、普通に考えれば名称としては「●●省規制・制度改革推進チーム」といったような名称になると思います。それぞれチームですので、リーダー、事務局、メンバーということで決めていただいて、私どもに連絡をしていただければいいのかなと思っております。

当面は、そのチームで、今、第3クール、正に活動がこれから本当に佳境に段々入って

いこうというところでございますけれども、それぞれの省の中でチームができましたならば、もしその方が適当であれば、チームの業務として第3クールの活動を進めていただいて、更に今後もう少し先をにらんで、今後の規制・制度改革の進め方、PDCAその他を議論する際の我々とのインターフェース、更には各府省内での議論の仕組みとして、そのチームを活用していただけたらいいのではないかと考えているところでございます。

以上が説明でございます。

○岡分科会長 私の方から補足をさせていただきます。前回の分科会でも、大室さんから、各府省にチーム設置を要請するに当たっては、分科会会長名でやるのか、あるいは刷新会議の決定、若しくは更に閣議決定をしてやるのか、という御質問があったわけでありまして。

考え方はいろいろあるかと思いますが、今回、分科会会長名でできるだけ早く各府省に推進チームをつくってくださいということをお願いする方がいいということに至ったというのが第1点であります。

このチームを更に充実していく必要が将来的にあれば、多分あると思いますが、その段階で先ほど申し上げた刷新会議の決定等、あるいは閣議決定等をした上で、よりしっかりとしたチームをつくってもらうような要請を後日させていただくことで良いのではないかと考えてます。後日と言っても大分先になるでしょうけれども、今、急ぐことは早く各省庁の中にこの規制・制度改革を主体的・積極的に、前向きに進めていく姿勢を形作らせるということを優先しようという考え方で、分科会会長名で出すということについて、今日皆さんの確認をいただきたいということでありまして。

このチームをお願いすることは、大きく分けて2つございます。

1つは、既に走っている第3クールのフォローアップ案件等々の我々のカウンターパートとして、実際に動いていただくというのが1つの目的です。機能です。

もう一つお願いする機能は、我々がこれから仕組みをつくっていくときに、彼らの意見も聴きながら、この仕組みをつくっていかう、というものです。我々の基本的な考え方である、少なくとも1年間を対象とする、あるいはPDCAを回す、あるいは大塚さんが残したメモにあるサンセット原則のようなものを取り入れていく等々、そういったものをこれから6月に向けて皆さん方と議論しながらまとめ上げていくわけでありまして、そのときに各省庁の今言ったチームの皆さんとも意見交換をしてはどうかという思いから、そういう仕組みづくりの意見交換のときの我々の相手になってもらおうというのが、この2つ目の彼らの機能であります。

そのような狙いから、できるだけ早く、今日この分科会が終わり次第、この要請状を出したいということでございますので、そのような御理解の上で、是非御確認をいただきたいということです。

以上でございますが、何か御意見、御質問があれば、どうぞお願いします。

どうぞ。

○大室分科会長代理　そういう意味では、何よりもスピード感が一番大事であり分科会長名で今日にも出す方向性については、大賛成です。是非その方向で行っていただきたいと思います。

また、このチームが省内にできたとしても、実際に担当している課なり局なりは、やはり従来からのしがらみを持っているわけで、このチームの人たちが、省内で不利になるような話になっては、なかなか改革は前に進まない。そのためには、岡田副総理はもちろんのこと、各担当大臣、あるいは政務三役にも政治のリーダーシップを発揮していただけるよう副大臣、政務官からも各担当政務三役に趣旨をきっちりお話しいただき、リーダーシップを発揮されるよう御指導いただきたいというのが私の感想です。

○岡分科会長　ありがとうございました。

他に、いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐久間委員　先ほど御説明のあった中に、チームの設置があれば、それが内閣府のホームページに順次掲載されるというお話がありましたけれども、これは当然していくという理解でよろしいでしょうか。これが一つ、非常に重要なインセンティブになるかと思えますので、これを是非、実施していただきたいと思います。

○高島参事官　その前提で、各省に依頼をしたいと思っております。それも確実にしたいものですから、もうちょっとだけ準備時間をいただいて、今日出すのはちょっとあれかと思えますけれども、それを確実にする意味も含めて、準備した上でやらせていただければと思います。

○岡分科会長　今の佐久間さんの御質問ですが、分科会長名のレターに、「順次内閣府ホームページに掲載する予定です」、と書いてあるんです。そうすると、今の御意見は予定ではなくて、掲載しますとした方がいいという御意見ですか。より突っ込んで。

○佐久間委員　余り差がなければ、今のままでも結構ですし、それが特殊な業界の中では意味があるのであれば、もうしますとしていただいた方がいいと思います。

○岡分科会長　どうですか、事務局、予定でよろしいですか。

○高島参事官　はい。大丈夫だと思います。

○岡分科会長　少なくとも我々としては掲載するつもりだということですね。

他に、いかがでしょうか。

どうぞ。

○大上委員　念のため確認ですが、これはやはりプレスなどにはちゃんと発表して、こういうことをきちんとやりますということで宣言されるということよろしいんですか。

○岡分科会長　事務局、どうですか。

○高島参事官　それは、できた段階で是非PRをとすることにさせていただければと思っております。ホームページに載せる段階です。

○岡分科会長　「こういう要請をする」ということのプレスへの公表は控えるという意味

ですか。今日のこの分科会で、こういう趣旨の要請を各省庁にすることを決めましたということ、各省庁が実際につくったときには、それもまたホームページに掲載します、という2つのことをプレスには今日言ったらどうですか。

○高島参事官 分科会の結果は、毎回プレスに公表していますので、本件についても、分科会の結果として申し上げます。

○岡分科会長 それでよろしいですか。

○大上委員 はい。

○岡分科会長 それでは、今日の分科会の決定事項という形で、こういう要請をすることと、各省庁がそのチームを編成したときには、それをホームページに公表します、ということについては、今日もしくは明日か分かりませんが、直ちに言っていただくということで進めたいと思います。

他に、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題4に移りたいと思います。金融庁、農水省の方々にお入りいただきまして、この後、各府省のフォローアップヒアリングに入りたいと思います。

(説明者入室)

○岡分科会長 それでは、重点フォローアップ項目にある農業関係の項目についてヒアリングを行いたいと思います。金融庁と農林水産省の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、改革の進捗状況等について御説明をいただきまして、その後、質疑応答をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、質疑応答には、本日、参考人ということで、吉田様にも参加していただいておりますので、お含みおきいただきたいと思ひます。

それでは、最初に「農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施」について、農林水産省から御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○農林水産省(大浦課長) 座ったままで恐れ入ります。農水省の検査部調整課長をいたしております、大浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、資料5-1①に基づきまして、金融庁検査について御説明を申し上げます。

1ページに「対応状況」と書いてございます。その下の方に、まずこれはおさらいでございますけれども「規制・制度改革に係る対処方針(抄)」としまして、22年6月18日の閣議決定を載せてございます。そこには、最初の1、2行に「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」となっておりまして、その2行下ぐらいに、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発の場合等、あとアンダーラインのところですが、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を両省が共同して作成する、このような閣議決定をいただいております。

そこで上の方の文章でございますけれども、その閣議決定をいただきまして、3行目にございます、平成23年5月に当該検査に係る基準・指針を両省庁で作成いたしました。こ

れに基づいて3者が連携して実施する。3者は、県と農水省と金融庁ですけれども、この3者要請検査を現在実施してございます。

2ページ目に、昨年5月につくりました「基準・指針の概要」について掲げてございます。3者要請検査は、以下のいずれかに該当する単位農協（信用事業）について、都道府県から要請があった場合に両省庁が行うものでございまして、以下の項目のいずれかに該当する農協がある場合には、都道府県知事から要請がなされることを想定して、両省庁は検査体制の整備に努める。

点線のところが、以下のいずれかの（1）（2）でございましてけれども、まずは、知事さんが以下の項目に該当する等を勘案して、影響が大きいと考える農協ということで、貯金量の基準ということで①②を掲げてございます。先ほどの閣議決定に「預金量が一定規模以上」という言葉をいただいておりますので、それに対応して貯金量の基準をここで策定してございます。

まず①が、貯金量の規模が1,000億円以上の農協。なぜ1,000億円かということにつきましては、大体全国の農協の平均貯金量が1,000億円をちょっと上回る程度ということでございますので、平均を超えていけば地域の金融システムなり、地域経済に与える影響が大きいと考えられるでしょうということで、平均以上ということで1,000億円と。

②は、1,000億円だけだと全国平均を超えるということでありまして、県によってはかなり小さな規模の農協しかないところもございまして、そういうところだと該当がなくなってしまいますので、県平均の貯金量、県平均以上の貯金量があるところについても対象としましょうということでございまして、この①と②を合わせまして、全国に農協が大体700ぐらいございますけれども、その700の農協の半分ぐらいが該当するような値ごろ感になってございます。

（2）は、同じく閣議決定にございました不祥事の再発が認められる農協ということで、これについても閣議決定の文言をそのままこちらに書かせていただいたということでございます。

この基準・指針に沿って、現在、3者要請検査が行われておるということでございます。

3ページ目、基準・指針はつくりましたが、私ども両省庁で協力いたしまして、この基準・指針のPRに昨年、全国を駆け回っております。この基準・指針について、県に御理解をいただいて、県から要請が上がってこないという3者要請検査にならないということでございますので、括弧に例と書いてございますけれども、地方農政局単位で各県の担当者に対する説明会を開きましたですとか、個別の県等について本省課長級、私自身も入りましたし、直接出向いてPR活動をするとか、関係団体の研修会において講演するとか、これは例でございまして、昨年1年間において金融庁さんの協力もいただきまして、大体20回近くは手分けして全国をPRしてございます。また、20回近くというのは、農水省が金融庁さんの力を得てやった回数でございまして、金融庁さんが独自でなさっている部分も加えたらもっと多いと思っておりますけれども、いずれにせよ、県の方で御理解をいただいて、要請

が上がってくるようにPRに努めたということでございます。

2番は、その結果、現実に現在、今年度において10を超える農協に対して3者要請検査を実施し、予定がございまして数字は決まっておりますが、10を超える予定があるということでございます。

まだまだ数は少のうございます。したがって、24年度に向けて更にPR活動を現在しているところでございまして、更に3者要請検査を増やすように努めたいということでございます。

3番目、これが最後の結論でございますけれども、このように貯金者保護、組織のガバナンス確保の観点から、金融庁さんのノウハウを活用しながら、3者が連携して検査を既に実施してございます。農協検査の実効性が高まっていると認識しております。

私からの説明は、以上です。

○岡分科会長 お願いします。

○農林水産省（平形課長） 引き続き資料5-1②「農協に対する公認会計士監査の実施について」ということでございます。農林水産省経営局協同組織課長の平形です。よろしくお願いたします。

1ページ目「対応状況」でございます。同じく22年6月18日の閣議決定でございますが、対処方針といたしまして、上の方の金融庁の検査に併せて、「適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。〈平成22年度中措置〉」、ということで閣議決定をいただいております。

この閣議決定の中身、ちょっと具体的でないところも若干あるのですが、どういう内容かということについて、22年5月の段階で政務折衝になりまして、当時、内閣府の田村政務官と農水省の佐々木政務官の間で確認していただいたこととして、農協に対しての監査は公認会計士を更に活用するというのを、JAの全国監査機構が行動計画を平成20年12月に策定いたしまして、24年度いっぱいかけて公認会計士を、例えば30人にするとか、いろいろな内容が入っているのですが、これを確実に実施させる。そうすることによって、監査の質の向上、客観性の向上、それから独立性の向上を促進していく。そこを確認していきましょうという内容で決めていただきました。

この行動計画の実施状況でございますが、次の2ページ目、行動計画は幾つかポイントがございまして、1つは「監査体制の強化」ということでございます。平成22年度ですが、この行動計画に書いてありますように、信連、JAグループの中の県単位の信用の部分でございまして、それから、厚生連、JAの中に地域病院を営んでいるところがございまして、病院経営をやっている県単位の連合がございまして、そここのところに対する監査は、今まではそれぞれの県の中央会がやっていたのですが、相当専門性が高い金融とか病院ということもございまして、その監査については、全国本部に専門チームを編成して、専門性、独立性を県域のところからもぎ取ってしまっていて、そこを高めようということが一つございました。

それによって、この公認会計士の帯同、信連と厚生連で当時 100 人だったところを 300 人に 3 倍増にしようということでございます。

実施状況でございますが、信連と厚生連については、各県の監査部から監査権を取り上げまして、全国本部にそれぞれ専門チームを編成して、全国チームで監査を実施するという事。それに伴います公認会計士の帯同日数は、300 人を若干欠けるんですが 287 人日を確認したというのが 1 点でございます。

3 ページ目、2 つ目のポイントといたしまして、「監査の一層の質的向上」、これは J A、単位農協に対して、公認会計士の活用を大幅に拡大しようということで、この括弧の中に書いてありますが、22 年度から段階的に帯同を拡大して、24 年度には 1,600 人日にしようというのが 1 つでございます。それによりまして全国監査機構は、20 年度には公認会計士が 5 人いらっしゃったんですが、24 年度末までには 30 人と 6 倍増を目指す。これはかなりハードルが高いんですけども、今、目標を掲げております。

実施状況でございますが、22 年度は公認会計士の帯同伴数、J A、単協単位で言うと 51 の J A に入っております。人日でいきますと 228 人日ということでございます。併せて、先ほど申しました信連と厚生連のところも含めて 49 の連合会にも入っております。これに公認会計士 322 人日も帯同させております。

J A については、全国に 711 もありまして、全部に一様に行くかということ、一様に行ったのではもったいないということで、信用リスク等についてストレスをかけて、財務上のリスクが高いとされた重点審査 J A に必ず行こうと。それから、各県で少なくとも 1 J A には行こうと。各県の 1 J A に公認会計士が帯同することによって、その県の人たちも、公認会計士はこういうところを見るんだということが非常に勉強になりますので、これをさせようと思っておりまして、今年度、23 年度は 110 の J A、760 人日を今、計画して、実施しているところでございます。

ですから、24 年度、来年度については 1,600 にするわけですから、ちょうどこの倍ぐらいの人日を実施させて、J A の数も多分この倍ぐらいの数字まで増やさなければいけないということになるかと思えます。

22 年度の公認会計士数は、5 名～10 名に増員し、最近時点でいきますと、今年の 2 月 8 日時点で 15 人まで拡充しております。24 年度末までに 30 人まで増員するというのが予定でございます。

最後、4 ページ目でございますが、「業務監査の充実」ということで、一方で、J A の法令遵守ですとか不祥事対策として、単に会計監査だけがなかなか足りないところがございまして、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化のためには、やはり業務監査、J A の方の経済事業ですとか、他の事業等も含めた業務監査をしっかりとやっていかなければいけないという点で、先ほどの会計監査については、監査の後の結果を見る審査というものを全国本部に引き上げたために、業務監査に関しては県の監査部の人たちが業務監査に重点的に充てられるようになりまして、ここを重点化しておりまして、県の人たちは業務

監査の方で、審査の方は全国に上げるということをやっております、この関係でJAの監査に特化して、ここに書いてありますが、従事年間7,000人日の増ということで、現在、22年度の段階なのですけれども、12,000人日ということで約7,000人日の増加というのが図られてきているところでございます。

以上が農協の監査関係の取組状況でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して、質疑応答に移りたいと思います。どなたでも結構ですので、どうぞ。

○大上委員 ありがとうございます。今の御説明を聴きまして、金融庁検査に関しては3者検査ということで、これは制度としてやられていると理解いたしました。

一方で、この公認会計士監査の実施ということで、独立性、客観性及び中立性の強化を図るということであるとすれば、いわゆる会計士監査、会計士が自らの責任を持ってサインする。いわゆる監査業務をやってほしいというような要望であるかと思えます。

それに対して、今の実施状況を伺ったところでは、公認会計士の数、何人とか人日というのがございましたが、どのような業務を、どのような責任で会計士がやっているのかということにつきまして確認をしたいと思えます。

というのは、ちゃんと会計士監査をやらない限りは、公認会計士監査を実施したことにはならないのではないかと思います。

○農林水産省（平形課長） 御質問いただきました。公認会計士の帯同のことを今、説明をさせていただいたのですが、現場に行くと帯同するところに公認会計士も一緒に連れて行こうということをやっているのですが、その他に監査が終わった後の結果を審査して、最後にサインする業務がございます。審査に関しましては、今は県の監査部から全部審査権を取り上げて、全国で一本化して審査をしております。その審査も1次審査、外部の方も含めた2次審査、それから3次審査という形でやっております、審査が終わったときにサインするのは、必ず公認会計士の資格のある方が全てサインする形になっておりますので、先ほどちょっと申しましたのは、実地の帯同のところにも公認会計士をそもそも帯同させて、やる範囲を広げようということですが、審査自体は全て公認会計士が審査していただいて、御自分の責任でサインしていただく仕組みになっております。

○大上委員 その御本人の責任でサインをするといったときには、監査人とか法的立場が何らかの形で通常はあって、責任が伴うような形になるのですが、今、御説明があったような場合に、会計士が会計士としてどのような責任の下にサインするのかということについてももう少し教えていただけますか。

○農林水産省（山北室長） 冒頭に課長から申しましたとおり、この制度自体は農協法に基づいて監査を受けなければならないという義務になっております。そのときの監査責任者は、法律的な責任はあくまでも中央会でございます。

そういう中で、法制度はそういう前提の下で、その中で独立性とか客観性、あるいは監

査の質の向上を図っていかなければいけないという御議論がございまして、冒頭申し上げましたように、中央会がこういった形で行動計画をちゃんとつくってやっていくから、まずはそれを確実に実行させましょうということが、この閣議決定の内容と我々は承知しております。

それで責任ということですと、直接会計士の名前でもって監査証明をするわけではなくて、責任者は中央会でございます。そういう意味では法的な責任は中央会でございます。

そういう中で質を上げるためには、まずは、現場で監査法人などでも監査チームをつくるんですけども、そのチームのメンバーに会計士さんに入っていて、例えば新しい会計制度が入った。あるいは財務周りでもってリスクの部分があるとすれば、そこは見ていただきましょう。あるいは期首、期中にも審査という過程を経ますので、そこには公認会計士の目が入るようにしましょう。それから、最終的な審査の証明をする人は、中央会と言いながら公認会計士で代表権を持った人を登用し、その人の名前でもって証明しましょうということを行なったということでございます。

○大上委員 よく分かりました。そうすると、中央会の職員あるいは業務委託として会計士がサインする。そうするとそれは通常の企業で言えばインターナル・オーディティング、要するに内部監査の範囲であって、やはり公認会計士監査というふうにそれを呼んでいいのかというと、要するに農協組織の中でのインターナル・オーディティングの範囲だと思うんです。

○農林水産省（山北室長） 恐らく独立性についての御説明だろうと思いますが、内部ということであるならば、一般的には、企業であれば監査役、農協であれば監事による監査、あとは理事の指揮の下で内部監査というものも当然ながら行われていると思います。これは、今の中央会と農協との関係については、全く別の法人でございまして、農協に対して別の法人、そこで会員関係があることをもって内部だとおっしゃるのかもしれませんが、明らかに法律上独立した別の法人でございまして、それによる監査がされているというのが、法の立て付けでございます。

そういう意味で、そのときに会員関係があるということをもってということをおっしゃるかもしれませんが、ひとつ公認会計士というのも言ってみれば報酬を払ってやっていただくという関係ですし、どういう形で独立性を確保していくかという議論があると思っています。

○大上委員 私の言った議論は、その点ではなくて、むしろ監査法人あるいは公認会計士という個人なり組織が、独立した存在として会計監査をやる。そのことを公認会計士監査と言うんだと思うんです。それが組織の中で、要するに監査法人以外の組織の一員として監査を公認会計士がやっている。それはあくまで内部監査であって、公認会計士監査として、それが独立性、客観性及び中立性の強化を図るという文脈で語られているところは、ちょっと無理があると思います。

○農林水産省（平形課長） 実は、先ほど申し上げたように、22年5月の閣議決定のとき

に名称をどうするかという話があったのですが、安念先生とかよく御存じのずっと議論をしてきたところで、一番最初に「公認会計士監査」を全部やめて「公認会計士」にしてくれという話があったのですけれども、今もこうやって活動している中でどうやって独立性を高めるかをずっと議論してきたではないですかという話があります。

表題だけ「公認会計士監査」となっているのですが、その中でどういう努力ができるのだということをやってきて、その中でこの行動計画は相当踏み込んでいいるし、難しい話でもあるので、これをまずちゃんと成就させて、どんなふうこれが機能していくのかということをやちゃんと検証しようということがあります。

「公認会計士監査」と頭は残っていますけれども、先ほど私が昔のことを申し上げたようであれなのですが、そういう確認のもとにスタートしている議論であり、そこをきちんとやってからこの中で独立性とか客観性とか、そこでどこが足りる、足りないという話はそのときにまた議論をする話なのだなということです。

我々としては、今、とにかくフォローアップをちゃんとやれというところまで、きっちりやらせることを役所としては最大限取り組んでいきたいと思っております

○岡分科会長 いいですか。

○大上委員 そういうあれなら、いいです。

○岡分科会長 表現でタイトルを見ると、大上委員の言ったようなところなのですからけれども、今の御説明にあったように、閣議決定されたことのフォローアップの中での話だという、この先の議論はまた別になるかもしれませんが、今日のこの場合は閣議決定のフォローアップがちゃんと行われているかどうかという視点ですから。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 金融庁検査についてお伺いしたいのですが、23年度に10を超える農協について検査を実施されたというところなのですからけれども、規模、法令遵守の適切性が疑われる場合、どういうところから優先的に選んでおられるのかということと、具体的に10を超える農協によって何ができてきているのかという、特に法令遵守、リスク管理について何ができてきて、どういう指摘をされてきているかということをやまず、お伺いしたいです。

○金融庁（河野課長） 金融庁検査局総務課長の河野でございます。

金融庁検査の状況でございますけれども、検証分野につきましては、農業協同組合法の規定によりまして農協の信用事業について検査を行うことになっております。要請を受けて具体的に検査しております分野につきましては、信用リスク管理態勢、資産査定、そういったところのリスク管理態勢を見させていただいているところでございます。

指摘につきましては、自己査定管理態勢について債務者の実態把握・分析が不十分な例があったところでございます。ただ、まだ10を超える農協に検査している状況で、余り詳しく申し上げますと、各農協にも不測の影響がございますので、その程度にさせていただければと思います。

○翁委員 やはりいろいろな問題があるという感じが分かってくる可能性が高いのではな

いかなと思います。恐らくそういう適切性、そういったデータが集まってきた場合に、それをどう今後に生かしていくかということなのですけれども、特にここでは都道府県知事の要請の必要性などについて連携して検査を行うために、これから実効性を高めていくということで、そういった実態についてきちんと把握して、問題があり得る金融機関、農協の信用事業についてできるだけやっていただくように、今後、一層御努力いただきたいというように思います。

実際に個別に指摘すると同時に、ある程度データが出てきたところで、それを特定がされないようにする必要はあるのですけれども、マクロ的な形できちんとまとめることによって、できるだけ多くの信用事業に対してやっていただくように取り組んでいただければと思います。

○金融庁（河野課長） 金融庁で見えておりますのは、資産査定ですとか信用リスク管理というところがございます、先ほどの指摘が大体共通して見られる感じになっております。今後、データが集まったところで公表できるかどうかについては、農林水産省さんと協議しまして検討していきたいと思っております。

指摘を行いました点につきましては、農林水産省さん、都道府県さんと3者連名で農協に対して通知を行う形になっておりまして、農協が通知を受けました後、都道府県と全国農業協同組合中央会などの系統諸団体の指導の下、経営改善をしていくという体制になっているところがございます。

まだ10を超える農協について今、検査をしているところでございますので、この農協検査につきまして、先ほど農林水産省さんからの説明にもありましたけれども、都道府県にこういった制度があることを周知しまして、更に活用されるように促していきたいと思っております。

○岡分科会長 他にございますか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

私は日頃から会社法の関係で言えば、外から社外取締役を義務化しろとか、いろいろガバナンスの形について注文されて、それに対して形ではなくて実行が大事なのですと、こういうことを言っているのです、農協に対しての金融庁検査も決して形ではなくて実行が非常に重要だと思います。こういう形で始まったということは非常にすばらしいことだと思います。

1つ教えていただきたいのですけれども、3者要請検査は要件に該当し、更に都道府県から要請があり、なおかつ農水省、金融庁が必要性を認める。こういう構えになっているということなのですが、確かにパワーポイントの2ページにある点線枠囲みの中のこの要件「貯金量の規模が1,000億以上の農協」、まず、これが700のうちどのぐらいあるのかを教えていただきたい。

当然1,000億以上あったとしても、都道府県知事がそれは地域経済に与える影響が大き

くないと考えると、そもそもこの制度はスタートしない。こういうことだと思うのですが、実行の段階では、先ほど1,000億以上が平均というお話でしたから、平均をはるかに超えるところは地域経済に与える影響が大きいという前提の下に当然、この3者検査がされる、こういうことではないかと理解をしているのですけれども、そこはどういうことになっているのでしょうか。

○農林水産省（大浦課長） 私、冒頭の説明で値ごろ感について若干、触れさせていただきましたけれども、貯金量の規模が1,000億円以上、これが全国農協の平均がそれぐらいですということと、それでは該当しないところも出てきますので、県平均も見てございまして、当該県の平均以上の貯金量の農協、このどちらかに該当すれば貯金量基準ということにしましょうという話をしてございます。

両方合わせて、農協は全部で七百幾つかありますけれども、その半分ぐらいがカバーされるということでございます。①でどれだけ、②でどれだけという数字は今、ありませんけれども、大体それで半分ぐらいでございます。

ただ、農協法上3者要請検査、都道府県が必要と認めて要請をしてくる、この仕組みはもう既に法律上措置されてございます。その法律にのっとして今回、基準・指針をつくったということでございますが、金融庁さんが加わる検査はこれまで一度も実施されてございませんでした。都道府県が農水省に要請して2者でやるというのは、年間で大体30件ぐらいあったわけでございますけれども、金融庁さんの要請があったことは今まで1回もありませんでした。

法律上の仕組みとしては講じられているにもかかわらず、要請が上がらなかったのも、こういう閣議決定をしていただいていますから、手が挙がりやすいように、要請をしやすくするという観点から大体①②に当てはまるところについては、地域の金融システムなり地域経済に与える影響が大きいと考えられ、そういうところについては、県知事さん、要請をしてくださいとお示しするという観点から示しておるところでございます。

当然、農協法上はこれに該当しなくても小さな規模の県平均以下であっても対象になりますので、そこは県知事の判断で要請されてくるときは、私どもとしては尊重したいと思っております。

○岡分科会長 大室分科会長代理、どうぞ。

○大室分科会長代理 単純で申し訳ないのですが、今の3者要請検査は、県知事の要請がなければできないのですか。要するに、一番大きい問題は農協法だろうと思いますが、本来、一番厳しいのは抜き打ち検査でしょうが、実際に効果を上げるという観点から考えると、知事からわざわざ要請されて3者でやるようであれば、時間的にも、効果の面でも実効性はいかなものかと思えます。直接指導ができるような、検査体制を採用する必要があるのではないのでしょうか。

第2点目は、少しお話にも出てましたし、恐らく半分以上はそうだと思いますが、コンプライアンスなどの問題が大きく出てくるのではないのでしょうか。単位の小さいところほ

ど、そういう問題が起きる可能性が高いのではないか。今まで聞いていても、どちらかという単位が小さいところ程、コンプライアンスに関わる人、あるいはスタッフの不足から、そういう問題が起りやすいと思います。単位農協に対して何か、健全化に資する方策をお考えですか。

この2つをお話しいただければと思います。

○農林水産省(大浦課長) 1点目は、農協法上の制度の立て付けについてでございます。これは検査の話だけではございませんけれども、御案内のとおり農協法上、単位組合につきましては、一義的に都道府県知事が監督権限を所管していることになってございます。

これは農業協同組合が組合員の負託に応じて、自らの農業生産活動を有利にしていくためということで、その役割が規定されてございまして、農協は御案内のとおり、経済事業とかもやってございます。そちらがメインなわけでございますけれども、経済事業は地域、地域の農業の特性を踏まえて振興させていくということから、都道府県知事の監督権限になってございます。農業協同組合の業務の経済事業と信用事業は、一体的に講ずることでその強みを発揮するという観点から、信用事業につきましても一義的には都道府県知事が検査を含む監督権限を所管している形になってございます。

したがって、県からの要請があつて、国として金融庁さんの金融業界横串の目線も含めてございますけれども、そこで検査をするというのは要請があつて、それを受けて入っていくという形になります。

今の御指摘は、その法制度を飛び越えてというお話だったのかもしれませんが、私ども地域、地域を回っておりまして、都道府県に対して一生懸命、説明をしております。どうぞ、3者要請検査を要請してくださいと申し上げておりますけれども、自らの権限を一生懸命行使しているのですという状況がございまして、こう申し上げてはあれかもしれませんが、金融庁さんに対して不安感がまだまだあろうかと思ひます。

それを払拭しつつ、先ほど先生からいただきましたように、金融庁さんが加わった3者要請検査でこういういい指摘もいただいておりますということを県当局には話しつつ、そのメリットを徐々に浸透させていくことを今、一生懸命やっているところでございます。ですので、県当局に対して刺激を与える言い方は、こちらからはしにくいなと思うところでございます。

ですが、2点目の御指摘である施策論としては、どういうことが考えられるかでございますけれども、説明をしていく傍ら、まさに小さい農協であるがゆえに問題点がそこに存在するというケースもあるわけでございますので、①②は基準・指針ではありますが、これにこだわらずに農協法上は別にできるわけでありまして、どんなに小さくても要請することを認められていますので、その必要があると考えられるときには手を挙げてくださいますと、このように言うことを必ず付言してございます。

○岡分科会長 よろしいですか。

3者検査というのは、コストは大分かかるのですか。お金はかかりますか。

○金融庁（河野課長） コストと言いますか、検査官が検査に伺いますので、実際は、平均しますと1検査当たり4名の金融庁、実際には財務局の職員が加わります。他に都道府県の検査官と農林水産省の検査官がいますが、財務局の検査官は平均しますと4名加わっている形になっております。

検査自体の立入りは、平均しますと11日程度でございますけれども、それに先立ちまして事前準備ですとか、事後の報告書・通知書の作成、そういったものがありますので、全部合わせますと、大体1検査当たり200人日ぐらいかかります。ですので、結構な手間暇はかかります。今は、特に財務局の農協の業務に対する理解が余り進んでおりません。そういった事前準備もしながらやっておりますので、今のところ、まだ手間がかかっているという状況です。

○岡分科会長 そのコストは誰が負担しているのですか。その3者検査のコスト負担は、誰なのですか。要請した知事なのか、受けた農協なのか、やる方なのですか。

○金融庁（河野課長） 金融庁につきましては、財務局の職員を増員していただいております。

○岡分科会長 では、財務局の負担。

農水省は農水省負担ですか。

○農林水産省（大浦課長） はい。

○岡分科会長 あと、都道府県は都道府県負担ということですね。ということは、検査を受ける方の農協は1銭もかかっていない、こういうことですね。

○農林水産省（大浦課長） 直接伴うコストはかかっていないと思いますけれども、私どもが検査の現場でこの書類のコピーをいただけますとか、そういうことをお願いすることはございますので、その部分の負担は若干、いただいているかもしれません。

○岡分科会長 何でこんな質問をしたかという、多くの民間もそうなのです。当社でいうと、社内の内部監査は、内部監査部があって各営業部を3年に1回ぐらいで全部回るわけですね。費用は全部、内部監査部、すなわち全社でもっている。監査を受ける方の営業部は1銭も払っていないのです。だから、ただでコンサルタントをしてもらっているわけですね。こんないい制度はない。それで指摘してもらって、そこを改善すればいいのだということなのです。

昔は「うっとうしいやつらだな、来たら嫌だな」と数十年前は言われましたけれども、最近は世の中が変わってきて、ただで診察してくれるお医者さんが来るような受け止め方になってきています。

ですから、今のお話を伺っていると、3者検査も初めは抵抗感があって、重箱の隅をつつかれるのではないかなとか、悪いことを見つけられてしまうのではないかな、という思いがあったと思うのです。しかし、今回、こういう改革が閣議決定されて、実際に動いていただいて、徐々にでも進んできたということで、御説明の中に広報活動的なこと、教宣活動的なこともやっておられますね。やはり早く各単位農協それぞれの方々の経営者に、

「ただで診察してくれるのだから、これをやってもらったら得だ。診察されてもペナルティではないのだから直せばいいのだ。そうすれば農協は良くなる」と理解してもらえるように、こういう仕組みを説明をしていく必要があると思います。

もっと言うと、財務局、農水省も3者検査のお金はみんな税金ですから、何も効果がないというのでは意味がない。せつかくそういうお金を使ってやるのだから、効果を高めましょうという意識を3者の関係者と当事者である農協の皆さんに認識してもらおう。そのために今、やっていただいていることをどんどん充実させるというか、深化させていただくことが必要なのかなと思います。

どこの世界でも外から監査されるのは、本音では嫌でたまらないですよ。でも、そんなことを言っていては改善しないということに気が付いて、どんどん変えてきたと思うのです。私は、農協もそういう意味では特別な存在だとは思わない。そういう外部からのチェックを受けることに慣れていなかったと思うので、是非、閣議決定に基づいていい方向に持って行っていただきたいと思います。

これは、こちらの御説明も全く同様で、とりあえず、機構が中心でやって、それに今までいなかった公認会計士をアドバイザー的に雇って、これも全部お金は当事者が持っていないのでしょ。

○農林水産省（平形課長） 全部、自分たちの負担です。

○岡分科会長 そうですね。

だから、これも農協を良くするために、他の人が金を使ってやっているわけですから、全く同じことが言えるのかなと思います。今は、アドバイザー的な形に私は理解しておりますけれども、それは閣議決定がそうだったら、多分そうだと思うのですが、その次のステップは先ほど大上さんが言ったように、来年ということではなくて、もうちょっと先でしょうけれども、せつかく使ったお金で本人にとって一番いい方法をやってあげるのだということで、インディペンデントにやったらいかがかと思います、いかがかでしょうか。

○農林水産省（大浦課長） 全くおっしゃるとおりだと思います。

これまで聞いている話では3者要請検査、金融庁さんの検査官に非常に丁寧に説明してもらって問題点がよく分かったという、いい評判もたくさん聞いてございます。

とある農協では、めったにうちには金融庁さんが来てくれたことがないから、どんな指摘をされるのか自分が聴きたいと若手職員がそこに集まってきて、自分で勉強したいとみんなが聴いているということも聞いてございます。こういう事例を私どもで把握して、今、各県にPRしているところでございます。

御指摘いただいたように、団体に対しても示すことが大事だと思いますので、やっていきたいと思います。

○岡分科会長 最後に一言。「1回やって改善しないところは二度とやってやらない」と言う。当社は社内でそうしたのですよ。そうしたら、やらなかったらそれっきり外部から指摘される機会がなくなってしまうので、みんな一生懸命やるのです。御参考までに。

他は、どうでしょうか。

○金融庁（河野課長） 金融庁の検査で農協の方から、最初は金融庁検査は厳しいのではないかと思っていたようでございますけれども、終わってみますと、実際は検査官は紳士的でよく話も聞いてもらえたという声も聞いております。ただ一方で、農協の事業内容をどこまで理解しているのか疑問だという声もありました。

金融庁の検査は、最終的には経営を改善していただくことが目的でございますので、指摘事項を農協との間で納得感のあるような、そういう共通認識ができるような形で検査をしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○岡分科会長 ちょっと時間がオーバーしていますが、どうぞ。

○安念委員 1つだけ。

金融庁さんが農協の検査に入られるときに、農協検査マニュアルみたいなものがあるのですか。

○金融庁（河野課長） 実は、今、金融検査マニュアルという民間の金融機関向けのものがありますけれども、あれは実は農協も対象に含めたところで作っております。農水省さんの検査マニュアルは金融検査マニュアルに準じてつくっているということでございます。ですので、基本的には、農協用としては今の金融検査マニュアルがありますし、それ以前から農水省さんが検査に入らっしゃったときも、それに準じた形で同じような検査マニュアルでこれまでやってきたということでございます。

○岡分科会長 では、皆さん、よろしいですか。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。成果を挙げてください。

済みません、もうちょっとだけ。

○吉田参考人 質問を幾つかしたいのですが、金融庁の農協以外への通常の金融庁検査の検査結果に関しては、公開されているのかどうか。都道府県の農協への検査に関しても今まで公開されているのかどうかなのですかけれども、その点はどうでしょうか。

○金融庁（河野課長） 金融庁検査につきまして、個別金融機関にどういった指摘があったかについては、個別検査に影響が出ますので、公表しておりませんが、指摘をまとめた検査結果事例集をつくりまして、年2回公表させていただいております。

○吉田参考人 多分、都道府県も少なくともこういう機関名は伏せて、検査結果に関しては開示義務がありますから、実際に開示しているという状況ですね。だから、基本的には検査結果に関しても公開しないということは基本的にはないのかなと考えているのですが、今、検討中ということですか。

○金融庁（河野課長） はい。まだ検査が始まったばかりで、10ぐらいの検査ですと、公表した際にどこというのが何となく分かっただけですので、もう少しデータが集まったところで、公表につきまして検討していきたいと考えております。

○吉田参考人 あと、もう一点、この検査に関してですが、都道府県の農協検査の特に金融・共済に関しては、以前は1つの独立した課室をそれぞれ持っていたぐらい充実してい

たのですけれども、今はどんどん組織機能ともに縮小してきているという認識を持っています。それに関して農水省は、どういう認識を持っておられるのか。

今回、県から要請があったというのは、皆さんの告知のおかげであったわけですが、要請をした背景と言うのですか、県が要請した理由・背景に関して何か聞いておられるか。

この2点、お願いします。

○農林水産省（大浦課長） まず、前段の御質問からでございますけれども、確かにおっしゃるとおり、県行政のいろいろな制約の下で検査人員、体制の確保については御苦労されていると伺っております。

多いパターンとしましては、農協検査の部署とその他のいろいろな検査の部署、それらをまとめて団体指導課とか、そういうものをつくって、そこが一元的に対応することが多いと聞いてございますが、全体的なマンパワーの力からすれば、長期的には増えてはいないだろうと思うところでございます。

ですので、県の負担、現実を考えても3者要請検査を是非、上げてくださいとPRをしているところでございます。

○吉田参考人 多分、そういう形で非常に役には立っていると思うのですが、地方の役割なのか、国の役割なのかという議論も先ほど出ていましたけれども、県の機能が非常に縮小低下しているという現実を見た上での議論にしないと、現実味がないのかなと思いました。

○農林水産省（大浦課長） 後段の御質問ですけれども、要請をしてきた背景事情についてでございます。

余りそれをぎりぎり私どもでお問い合わせをするのも、県行政の手を引かせてしまう形になりますので、さほど分析的に把握はしていないということを前提に申し上げますけれども、初年度に関して申し上げますと、大宗を占めるパターンは、金融庁さんの金融検査のノウハウ、他業界横串のノウハウを県行政が学んでみたいという思いですとか、あるいは農協に対してどういう指摘がされるのか。農協は他業界に比べて、どこまで体制ができていないのか、いないのかについては、農水省も県も分からないわけですから、金融庁さんの指摘ぶりを見てみたい。それが団体にとっていいことになるのだったら、それに越したことはないというのが多いパターンだろうと思います。

これは本当にただの例ですけれども、中には要請検査がルーチン化されている県もおありでございます。県内の農協を1個ずつぐらい何年かけて回していこうと、それは今まで農水省に要請していたけれども、今回は3者ができたから3者でやってみようということで手を挙げてくださったというところも、なくはないと思います。

○吉田参考人 済みません、時間オーバーで。あと2点だけ意見と質問をさせていただきたい。

1点は、監査の方なのですが、先ほど議論があったように、単協、県農、全農、中金と

いう農協グループを農協組織として考えていらっしゃるのかどうか。答ごとに矛盾があるのです。先ほど「組織内で権限を引き上げた」という表現もされていましたが、「別の法人だから、これは第三者なのだ」という説明もされました。

農協グループ全体の組織をどう見るかによって話が全然違ってくるので、そこは前のWGでも民間企業でもグループ内企業での監査に関しては、内部監査として見られる面の方が強いのですが、農協に関しても組織をどう捉えるかきちんと整理していただきたい。

組織内か外かという不毛な議論よりも、内部監査として内容を向上させた上で、次のステップで正しく外部監査、つまり会計士監査の方へ持っていくとか、そういった具体的議論の方が建設的かなという気もしております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

ちょっと時間をオーバーして申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

(説明者交代)

○岡分科会長 それでは、続きまして「農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和」について、まず、農林水産省から御説明をいただきたいと思います。

渡邊課長、お願いいたします。

○農林水産省（渡邊課長） 農林水産省経営局農地政策課長をやっております、渡邊でございます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料5-2というものだと思いますけれども「農業生産法人制度について」ということで資料をまとめておりますので、こちらの資料で御説明をしたいと思います。

1 ページ、事務局にお示しをしていますフォローアップ調査でございますが、まず、22年6月18日の閣議決定で何が指摘されているかということでございますけれども、御案内のとおり、この後で御説明をしますが、21年に農地法の改正が行われまして、かなり抜本的な改正だったわけですが、その中で農業生産法人の要件もかなり緩和をしております。

その中には出資規制なども一部緩和をしているということでございまして、21年改正法施行後の農業生産法人の参入状況ですとか企業の出資状況などの実態、ないしは参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無といった実行上の問題点があるのか、ないのかを把握した上で21年改正法によりまして定められました、農業生産法人の要件が意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証して、結論を得るということになっているわけでございます。

実施時期は23年度中、本年度中に検討開始して、できるだけ早期に結論ということでございますが、ただいまの実施状況は21年12月に施行されておりますので、その後の生産法人の参入状況ですとか企業の出資状況、ないしは参入した法人から見た農地利用に係る問題点の有無を把握しろと指摘をされております関係で、今、アンケート調査をやっている

る最中でございます。

具体的には、実際に出資を受けた法人の方々やそういう生産法人に出資した法人の方々、ないしは一般法人と言いまして、所有ではなくて賃貸ならかなり自由に入れるようになりましたので、そういう人たちがどのぐらい入って、どういう活動をされているのか。ないしは受け入れた市町村、農業委員会がそういう生産法人、一般法人をどのように見ているのか等々について、今、アンケート調査をやっている最中でございます。

2 ページ、この議論は御案内のとおり、かなり以前から御議論があるということで前回の農地法改正のときにも財界からはいろいろ御要望があったわけでございます。それにどれだけ応えてきているのかということは今から御説明をしようと思えます。

こちらにお示ししているのは、21 年 2 月に経団連から提言がなされた中に「農地制度改革に関する見解」ということで、主なものをピックアップしてございます。

まず、経団連からは、農地は農業の限りある経営・生産資源で農地として有効に利用することをちゃんと法律に書け、と御指摘をいただいております。また、担い手の経営基盤となっている農地については除外を認めないということで、協議等の国の関与を行うべきだという指摘もされておりました。

また、当時は構造改革特区から発展をしまして、一部の地域についてリース方式による企業の参入を認めていたのですけれども、そういうあらかじめ設定された実施区域外でも、貸し手と借り手が合意した場合には、一定の要件下でリース方式による企業の農業参入を認めることも検討すべきだという指摘をされていたということでございます。

また、借地借家の方では長期の貸借制度があるということで、農地の方にもそういう長期の貸借制度を入れるべきだということで 20 年超の長期貸借制度の創設についても御指摘を受けています。

生産法人の要件緩和につきましては、出資についてはその当時、原則は 4 分の 1 なのですが、認定農業者に限っては 2 分の 1 まで認められていたので、2 分の 1 までは認めるべきだという御指摘を受けていたところでございます。

下の方に所有については、農地価格の現状だとか農地を所有して農業に参入しようという株式会社の大きな実需が認め難いということと、地域において共に農業に携わる農業関係者の意識の問題もあるので、今回の 21 年改正の中身を見ながら引き続きの検討課題にしたかどうかということをおっしゃっていただいております。

これに対して農地法 21 年改正では、どういう対応をしたかということでございますけれども、3 ページ目です。まず、農地法の目的につきましては、しっかりと目的規定の中に農地が貴重な資源だということが明記されておりますし、農地の権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と条文上明記をされてございます。

また、優良用地の確保ということでは、農業地区域の除外を効率的、安定的な農業経営を営む者により利用されている農地は外さないということにしております。

公共転用についても、それまでは許可不要だったのですけれども、許可権者は都道府県知事ですが、協議制にする。ないしは違反転用については、罰則を法人については1億円にするという改正をしております。

貸借につきましては、生産法人以外の一般法人による農地の貸付け、借入れを可能にしておりますし、貸借の20年の上限を50年に延長しているわけでございます。

生産法人につきましては、構成員当たりの出資制限10分の1というものがあつたのですけれども、それは廃止をいたしまして、全部4分の1までとしておりますし、一部の加工業者、農商工連携などをやっただいていただいている方々には2分の1まで緩和という改正案で国会に提出させていただいたということでございます。

それに対しまして、3月には経団連からは高く評価をしているというお話をいただいていたということでございます。

5ページ目は条文の中身でございますけれども、後で御確認いただければと思います。

6ページの優良農地の確保につきましては、左の方からいきますと、まず、確保すべき農用地面積という目標をこれまで国の基本方針でしか定めていなかったわけですが、県の基本方針の中にそれぞれ農用地面積の目標を記載することになってございます。また、先ほども述べましたけれども、農用地区域については除外の厳格化ということで、ちゃんとした農業経営を営む者の利用集積に支障がない範囲でないと抜けないことになったということでございます。農地法の方では、先ほどの公共転用の話、罰則強化をやったということでございます。

7ページ、生産法人の要件がどうなっているかということですが、まず、左側が全体にかかっている要件でございます。農地をとにかく全て効率的に利用する人でないと農地許可が下りない。

また、一定以上の面積を経営するという要件なのですが、この下限面積は法律上は都府県で50a、北海道は2haですけれども、地域の実情に応じまして農業委員会が自由に決められるようになってございます。

3つ目が周辺の農地利用に支障がないという条件が課せられております。

この3つの上に更に法人で農地を所有できる法人につきましては、農業生産法人なわけですが、法人形態についてはここに書いてございますように、公開会社ではない株式会社、農事組合法人、合名・合資・合同会社という法人形態をとっていただければならない。

その他に事業内容としては、主たる事業が農業である。

構成員につきましては、農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めている。また、加工業者等の関連事業者の場合には、2分の1まで大丈夫ですよということ。

役員については、役員の過半が農業の常時従事者であるということが要件になっているわけでございます。

一方、農地を所有しない法人につきましては、今、申し上げたような要件がありません

ので、この下に書いてございますように、貸借契約のときに農地をちゃんと利用しないなら解約しますという解除条件を設定していただいているということ。

地域における適切な役割分担の下に農業を行うということで、この下に書いてございますように、集落での話し合いですとか、農道、水路の維持管理活動への参画をちゃんと約束していただく。

3つ目が役員ですけれども、1人以上農業に常時従事するという要件。

この3つだけを満たしていただければ、一定の区域だけではなくて全国どこでも一般法人が農地を借りることができるという規制に大幅に緩和をしたということでございます。

○岡分科会長 渡邊さん、途中で申し訳ない。

今日はフォローアップで、先ほど冒頭に言われた実態調査をされているというところに我々に関心があるので、御説明いただいている途中で申し訳ないのだけれども、そちらに時間を配分していただけますか。

○農林水産省（渡邊課長） 実態調査は、今、やっている最中でございますので、結果が出ているわけございません。調査対象は5,000ほどありまして、調べておりますので、取りまとめにはそれなりに時間がかかるかなと思っております。

また、アンケート調査だけでは分からない部分もあると思いますので、実際に入った、ないしは出資を受けた人たちからヒアリングをすることも今後、必要なのではないかと思っております。今しばらくお時間をいただかないと、しっかりした分析はできないのではないかと感じでございます。

実績としては、今の改正を踏まえて一応、生産法人は1万2,000件ぐらい入ってきているという状況でございます。また、参入法人の方は、23年末の現在で新制度になってから677法人入ってきております。

9ページの頭を書いてありますけれども、旧制度は6年半で436法人が参入をしたわけですが、改正農地法の関係では2年間で677法人入ってきているということなので、今回の規制緩和がそれなりに効果を上げているのではないかと感じでございます。

簡単ではございますけれども、農業生産法人について私からは以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々、御質問、御意見をお願いいたします。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 23年度中検討開始、できる限り早期に結論というのは、対処方針の閣議決定の項目の中でも多いのですが、我々がすごく気になるのは、実際に調査をされているといったときに、どういう対象をどういう理屈で選んで、現在、どれぐらいの進捗にあるか、そういうところが非常に関心があるのですけれども、調査対象5,000とおっしゃられましたその内訳をもう少し教えていただくことは可能ですか。それから、現状のステータスについて。

○農林水産省（渡邊課長） 先ほども冒頭に少々申し上げましたけれども、調べている相

手方のカテゴリーといますか、調査対象者の種類ですが、まずは出資を受けた生産法人、これが 300 ほど調べてございます。その生産法人に出資している一般法人についても 300 ぐらい調べてございます。また、この生産法人制度と平行で一般法人の農業参入についても規制緩和してございますので、先ほど 677 あると申し上げましたけれども、600 程度の一般法人に今、アンケートをしているわけでございます。

あとは出資を受けていない生産法人にも、これは出資を受けた生産法人がいる市町村の中にある出資を受けていない生産法人の方々にもお聞きをしております。これが大体 2,000 ぐらい。300 ぐらいのものに対してその周りに出資を受けていない生産法人は 2,000 ぐらいあるということでございます。その他に個人の農業経営者の方々については、240 ほど調べてございます。

その他に、こういう法人が存在している地域の農業委員会、市町村、JA がそれぞれ 540 ほどずつございますので、今、申し上げた 8 通りの調査対象者を合わせますと、大体 5,000 ぐらいになるということでございます。

○大上委員 その対象に対して全く同じ調査票を質問されているということですか。

○農林水産省（渡邊課長） ほぼ基本的には同じなのですけれども、市町村とか農業委員会については、そういう法人が入ってきて法人元の農業にどういう影響があったかということも聞いております。

○大上委員 現状、ステータスはその 5,000 について回答が集まったという状況ですか。

○農林水産省（渡邊課長） 先週末で締め切っておりますけれども、まだ 7 割程度の回答率かなという感じなので、これからもうちょっと出してもらおうようにするのか、とりあえず、7 割でやるのかというのは、これからまた検討いたしまして分析を進めていきたいと思っております。

○岡分科会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○大上委員 はい。

○岡分科会長 他はいかがですか。佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

先ほど、実態アンケート調査の対象が 5,000 とお伺いしたのですけれども、少なくとも参入をされた関係者が実際に受け入れる可能性のあるところが対象で、参入したいけれども、まだしていない、若しくは問題があるので、できなかったというところは全く母数に入っていない、こういう理解でよろしいでしょうか。

○農林水産省（渡邊課長） 検討されているところは、網羅的に事前に把握することができませんので、実際に出資を受けた人ないしは一般法人で言えば、参入をした人です。参入をした法人について何か問題があったかどうかお伺いしているということでございます。

○岡分科会長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 そのとおりだと思うのですけれども、経団連でこういう要求をしているところのコアメンバーは当然、参入に興味があるので、多分、こういう提言をしているので、

そういうところの考え方も把握されることが重要ではないかと思います。これはアンケートなのか、ヒアリングなのかどうかは分かりません。

○農林水産省（渡邊課長）　そういう経済団体の全体の御意見、入ってきた法人以外の正に準備されているところもあるかもしれませんので、そういうことでヒアリングなど必要があれば、今後、やっていかなければならないなと考えております。

○岡分科会長　どうぞ。

○小村参事官　アンケートの調査票を出していただくのは何か不都合がございますか。

○農林水産省（渡邊課長）　いや、問題ございません。

○小村参事官　よろしいですか。それでは、事務的にお願いしたいと思います。

○岡分科会長　吉田さん、何かございますか。時間のあるうちに。

○吉田参考人　この議論も長く行われていた議論ですけれども、多分、農水省のいろいろな関係書類を見ていると、余り今のところ、大きなニーズがない、もしくは障害になっていないという認識があるかと思うのですが、アンケート結果を待たない段階ではそのような認識ですか。

○農林水産省（渡邊課長）　アンケートや何かを分析してみないと分かりませんが、一応、まず、生産法人についても数が増えてきていることもありますし、一般法人の方の参入もそれなりに数が増えているということなので、それなりの効果はあるのだと思います。入ってくるときに、いろいろ御苦労されているかどうかというのはアンケートでも聞いているのですけれども、まさにこれからの分析になるのではないかと思います。

○吉田参考人　意見なのですけれども、多分、今の現場で我々が動いている中では、余り障害感を感じていないというのは事実だろうと思います。

ただ、それは基本的に賃貸、賃借が基本で動いていますからということなのですが、今後、既に出ているのですけれども、農地の買取りの要求が増えてきているというのが実感なのです。

その点については、今後、農地を貸してくれるというのではなくて、完全に不在地主化する中で買ってこれという要望が増えてくるだろうと思います。その中で障害になるかどうかという問題があると思いますので、そこら辺も配慮しながら評価、検討はしていただきたいというのが1点です。

もう一つは、構成要件の中で特に従事規定に関しての議論が多かったと思うのですが、今のところ、障害にはなっていないということは逆に言うと、この制約が何ら規制効果を発揮していないという意味でもあるのです。だったら、この定性的な条件がなくてもいいではないかという議論にもなりかねないので、この規制の実質的な狙いと言いますか、もちろん、他の規制の部分についてははっきりしているのです。解除条件があるとか、そういうのはあるのですが、ここの従事条件に関しては一体それがどういう効果を狙って、効果が発揮できているのかどうか。

逆に言うと、こちら側は障害にはなっていない。でも、こちらから言うと、規制効果は

出ていないということになれば、一体何のための制約なのかということになると思うので、そういう面でも検討していただければと思います。

○農林水産省（渡邊課長）　まず、2点御指摘をいただきました。

1点目の買取りの話、これは我々も現場からそういう声があるというのは存じ上げてございます。

地主の方は買ってもらった方がいいのかもしれないのですけれども、一方で、21年改正のときにも御議論になったのですが、企業の方が入ってこられて、そのままちゃんとやっておられて、そこで定着してくれば何ら問題はないわけですけれども、大規模で大体入ってこられますので、仮に不幸にもそこで事業がうまくいかなくなって撤退をされるということになりますと、何 ha も一気に出てきてしまう。

そうすると、その農地を誰が管理するのかという話になって、所有権で渡してしまますと、その企業さんが持つておられるので、撤退した後も企業さんが誰かに売るか、自分が持つて管理をするか、こういうことになってしまうわけですので、その不安があるということで、賃貸でまずやっていただいたらいかがかと。賃貸も長期で50年というものを制度的にも用意しておりますし、実際問題、農業の収益率がそんなに高いわけではないので、農地がそれに比べるとものすごく高い。

なかなか農地を買われて農業だけのもうけで農地を維持するのは、なかなか大変なことなのではないかと思える部分もありますので、そこは貸借でどれだけ障害あるのか、よく見極めた上で、それを踏まえた上で農地の取得がどれだけの意味を持つのかということを検証していくのかなと思っております。

2点目の農業従事要件でございますけれども、普通の生産法人には農業従事と農作業従事という2つかかっているわけですが、いわゆる耕作者主義を条文にしたものがそういうことなので、要は農業をちゃんとやっている人に農地の権利を与えましょうということなので、農業に携わっていない人たちがいっぱい構成していて、意思決定も農業に携わっていない人たちだけで決められるという会社ではまずいのではないかということで、そこをシャットアウトするために農業の従事ないしは農作業従事が入っております。

そういう意味では、農作業従事の方が厳しいわけですけれども、アンケートの結果を見ないと分かりませんが、そこに対して仮に障害がないとしても、それはそういう意味としては非常に意味のある規制だと思っております。要は裸にしてしまえば農業と全然関係ない人が自由に入ってくるということもあり得るので、そこは慎重に検討すべきなのかなという気はしております。

○吉田参考人　1点目に関しては、多分構成要件の議論ではなくて、ミスマッチングなんです。企業の方はおっしゃるとおりリースならリースの方が有り難い。買い取れば当然収益性は低くなるということは分かっているので、ただ、地主としては買取要求がこれから増えてくるのは事実だろうと思いますから、別の合理化事業であるとか、そういった農地の集積、買い取ってリースするという制度が有効に動かないと大変なことになるのではな

いか。逆に企業が撤退するとかの以前の問題として、宙に浮いた土地が出てくるという心配があるので、そちらの方の問題だろうと思っています。是非、対処の方をお願いしたい。

○農林水産省（渡邊課長） それで申し上げますと、今、ちょうど来年度予算から農地集積協力金というものを農水省も打ち出しているわけですが、あれはまずその前提としまして集落ないしは市町村単位で、育てるべき農業者を決めていただいて、その農業者を育てるために自分の農地を提供しましょうという方に支援をするということで、4次補正からそのプランをつくるように農水省で全省を挙げてやっているわけです。

そういうスタイルがちゃんと定着すれば、取りあえず24年度予算は確保しましたが、25年度も要求する予定でございます。その2年間でそういうプランを地元でつくっていただいて、しっかりとした将来を地域で担える担い手を育てて、その人たちに農地を預けるという体制をつくらうと思っていますので、だっと出てきて宙に浮くということがないように、そういう「人・農地プラン」と言っておりますが、それを活用してそういう事態を回避したいということでやっている最中です。

○岡分科会長 よろしいですか。

大室分科会長代理、どうぞ。

○大室分科会長代理 農業生産法人と一般法人の参入問題については、正確にはアンケートが出来上がって、その分析を待ってだろうと思いますが、現時点で、概略、1万2,000件、あるいは677件という数字が挙がっていますが、法改正してから今日までの動きについて、農林水産省としてはどう評価されていますか。

○農林水産省（渡邊課長） 参入法人の方は、先ほども申し上げましたけれども、構造改革特区導入後21年改正までの間に6年半あったわけですが、その間に436法人が入ってきたわけです。その3分の1ぐらいの期間で1.5倍ぐらいの法人が入ってきているということです。これはそれなりに規制緩和の効果があつたのではないかと考えております。

また、生産法人も着実に増えてきているわけです。

○大室分科会長代理 でも、22年とか23年は止まってしまっていますね。

○農林水産省（渡邊課長） そうですね。24年がどうなるかはよく分からないですが、それは1万の大台を超えて入ってきた。それまでは生産法人としてしか入れなかったものが、全国域でその分一般法人として参入できる道が新たに増えたということなので、そちらにかなり振り替わっている部分もあるのではないかと考えております。

○岡分科会長 大上委員、どうぞ。

○大上委員 これから分析されていって、その結果を我が方とも議論していくような機会もあるんだと思いますが、是非、今のような様々な当方からの論点を勘案した上で分析をやっていただきたいということと、先ほど調査票については共有いただけるということであつたんですが、調査対象5,000についても可能であれば電子ファイルか何かでいただくということは可能ですか。

○農林水産省（渡邊課長） 個別の名前が入っているものという意味ですか。

○大上委員 はい。

○農林水産省（渡邊課長） それはそういう形で個別の名前を外に出すということを前提で調査をしていませんので、それはちょっと難しいかもしれません。

○大上委員 逆に、こちらの方にいろいろ要望等を出してきている、こういう団体が今回のアンケートの中に入っているかどうかとか、そういう確認はできるということですか。

○農林水産省（渡邊課長） そうですね。調査対象者は分かっておりますので、言うだければ確認できると思います。

○岡分科会長 吉田参考人、どうぞ。

○吉田参考人 今回はフォローアップの検討対象になっていないので、本当はどうかと思いますが、先ほどお話が出ましたので、今回の評価分析の視点の1つとしてお聞きしたいんですけども、利用集積の円滑化事業があって、今回、利用集積促進ということで新たに從事していくという形が出ているのですが、第2クールでも議論になりましたけれども、集積側団体をどうするのか。現在は、自治体、NPO、農協となっているんですが、問題は白紙委任状を地主さんが出すわけですね。すると農協さんはいい悪いではなくて、農協組織内で土地を何とか預かってほしいという囲い込みをやるのは、農協側としては当然だと思うんです。

そうすると、農協以外の今回問題になっている生産法人とか非農協の大規模専業農家には、農協の組合員の土地が流動化しないことになるという状況になる。ですから、それがいいのか悪いのかという議論ではなく、農協がそう考えるのが当然という前提の下で、そういう現状をまず認識されているのかどうかということ。

もう一つは、そういったことで今回データの中には作付面積も当然あると思うのですが、こういう大きな担い手の1つである生産法人、その経営体数ではなくて、作付面積が全体のどれぐらいのパーセンテージで、どれぐらいのシェアを占めているのかという生産力と社会貢献面での評価もやっていただければと思っています。

○農林水産省（渡邊課長） まず1点目ですけれども、農協の円滑化団体としての活動について、これも22年の結果がやっと採れたところという状況ですので、これから分析をしていかないといけないと思っています。もし吉田さんがおっしゃられる実態があれば、それは厳しく指導しなければならないと思っています。

2点目の経営面積でという御指摘はごもっともだと思いますので、これは分析ができるものであれば分析をしたいと思っています。

○岡分科会長 他にいかがですか。翁委員、どうぞ。

○翁委員 この決定内容は平成23年度中検討、できるだけ早期に結論となっておりますので、アンケートが集まってきているということなので、この場でもできるだけ早期にその結果をおまとめいただいて、御報告いただきたいということをお願いしたいと思います。農地利用をめぐるいろいろな問題とか課題とか、そういったものが早く把握できるということは非常に重要なことだと思っていますので、よろしく願いいたします。

○岡分科会長 最後に私も同じことをお願いしようと思ったんですが、翁委員から発言がありましたけれども、農水省としては強い農業にするということが使命でしょうから、強い農業にするためにこの農業生産法人の要件をどうしたらいいのかということは、農水省がまずしっかりと決めるべきだと思うんですが、そのための実態調査をしていただいたと理解しています。

先ほど7割集まったとのことで、5,000の7割だから3,500ですから、もう母数としてはいいのではないかと思うので、早速検討・分析に入っていて、できるだけ早いタイミングに実態調査、アンケート調査、先ほど渡邊さんがおっしゃられましたけれども、ヒアリングを含めて、できれば年度内ぐらいに方向性みたいなものを取りまとめていただいたらよろしいのかなと期待を込めて申し上げているのです。

もしも年度内が無理であれば、例えば来年度の中頃までにとか、このアンケート、ヒアリングの分析した結果を、計画どおりいかないこともあるかもしれませんが、計画としていつ頃までに出すんだということは、今日出していただくのが一番結構ですが、今日ではなくても、できるだけ早いタイミングで一度御報告いただけたら有り難いと思います。

○農林水産省（渡邊課長） できるだけ早期に、ということでございますので、我々もそのつもりでやっているつもりでございます。岡会長からもお話があった今年度中というものはかなり難しいかと思うんですが、我が省の政務三役とも御相談をして、大体この時期までということも含めて、御報告できるようにしたいと思います。

○岡分科会長 よろしくお願いいたします。

本件は以上で終わらせたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、本日の最後になりますが、「農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）」について、渡邊課長から御説明いただきたいと思います。

○農林水産省（渡邊課長） 引き続きまして、私の方から御説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料5-3「農業委員会制度について」という紙でございます。

1ページ目、22年の閣議決定の内容とその実施状況と書いてございます。2年間に關しましては、閣議決定の方では優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるように組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得るということになってございまして、これも実施時期は23年度中に検討を開始、できる限り早期に結論ということでございます。

実施状況でございますけれども、これも先ほどの生産法人と同様なんですが、今、正にこの農業委員会の活動状況の評価を把握するための実態調査、アンケート調査なんですけれども、これをやっておる最中でございます。こちらは調査対象が大体3,500弱、3,477でございますが出してございまして、これはどういうことを聞いておるかということ、農業委員会の事務局そのものにアンケート調査をしております、後から御説明しますけれど

も、大体全国の農業委員会が 1,700 ぐらいあるんですが、その最大 3 分の 1 ぐらいを無作為抽出ということで、595 の農業委員会を対象にしております。

また、その農業委員会が置かれている市町村の農政担当者にも聞いてございます。これは同数聞いてございます。その農業委員会の管轄区域で活動されている J A の担当者にも同数聞いてございます。また、農業委員会の区域を管轄する県の出先機関の担当者にも同数聞いてございます。その他、農地保有合理化法人ということで、県の公社と言われるものですが、そこに聞いている。あとは農業経営者の方々に大体 1,000 ぐらいの方々に同じようなアンケート調査をお配りして、これも先週締め切ったところでございまして、これも 7 割ほど集まってきているということでございます。

済みません。法人の方は 7 割と言いましたけれども、もうちょっと少のうございまして、5 割ぐらいだと聞いておりますので、訂正させていただきたいと思いますが、こちらの方は 7 割でございます。そういう状況でございます。

1 ページ目に戻りますと、客観的・中立的な要請というものはその前にもございまして、それを受けましてこの閣議決定の前、21 年 1 月に「農業委員会の適正な事務実施について」というものを局長通知で出して指導しております。ここでは、各農業委員会に詳細な議事録を作製してそれを公表するよとということと、活動計画について耕作放棄地の解消のためにこれだけやりますとか、農地集積のためにこういう活動をしますという活動計画を立てていただいて、1 年後にそれを自ら評価するという仕組みを導入するというで 21 年 1 月以降そういう取組をしております。

また、23 年度予算からは今度は課長通知を出してございまして、そういう活動状況を踏まえて予算配分を行うということで、農業委員会に通知しているということでございまして、23 年度予算についてはそういうことで配分を行ったところ、24 年度予算についても同様の取扱いにするようにやっておるわけでございます。

以上でございますが、議論の前提として今の農業委員会の制度について、少々御説明させていただきます。

2 ページ、農業委員会制度の概要でございます。左側真ん中下からでございますけれども、農業委員会というものは原則として市町村に 1 つ置かなければならないことになっております。市町村が設置しなければならないという義務がかかっております。ただ、例外がございまして、○の 2 つ目ですけれども、農地面積が著しく小さい場合、都府県でいきますと 200ha 以下、北海道ですと 800ha 以下は置かないことができるということになっております。逆に、農地面積が著しく大きい場合、農地面積でいうと 7,000ha を超える場合には区域を 2 つ分けて、同じ市町村に 2 つ以上の農業委員会を置くということが制度上許されております。

右側を見ていただきますと、その設置状況ということでございまして、農地のない市町村もございまして、全国の 1,750 市区町村のうち 1,708 市区町村で 1,732 の農業委員会が設置されているということでございまして、農業委員会を設置していないところは 42

あります。それに対して、1,708 設置してしまして、実は農地面積は基準に満たないが設置しているというのが 182 ほどあるという状況になっております。

1 枚めくっていただきますと、農業委員会の構成ですけれども、選挙委員と選任委員というものに分かれております。選挙委員というものは市町村に住む農業者の中から、公職選挙法に準じた選挙、これは法律自体を準用して引っ張っておりますので、まさに公職選挙法に基づいて選挙を行うということで、3年の任期ということになってございます。

それに対しまして、選任委員というものがございまして、これは農業団体、農協とか共済組合、土地改良区が推薦をした者又は市町村議会の推薦した者というものを選任するということができて、こういう方々もおられるということになってございます。

これが委員なんですが、その下に事務局というものがございまして、右側の下、実際の事務はこの事務局というところが会長の指示を受けて事務に従事しているわけですけれども、これは農業委員会そのものが市町村の執行機関でございまして、職員の方々は一般職の地方公務員ということになっているわけになってございます。

めくっていただきますと、農業委員会の具体的な業務について書いてございます。一番代表的な業務は先ほどの生産法人の話でも出てきますが、農地の売買のときには農地法3条、転用の場合は4、5条なんですけれども、4、5条は2番目で、これは許可権者ではございませんで、3条の方は農業委員会が許可をすとか不許可をすという決定をやるんですが、転用の場合は許可権者は県知事が転用を認める認めないというものを行います。それに対して、農業委員会が意見を申し述べるができるということになってございます。

3つ目は、遊休農地の調査ということで、これは21年改正法で入りました新しい業務なんですけれども、毎年1回、農地の利用状況を調査することになってございまして、その状況を踏まえて農地が使われていないなら、その農地をちゃんと使うようにという指導を行うという仕事が増えております。こういう業務をやっていると。

次のページ、制度的にはそうなっているが、実際の姿はどうかということが書いてございます。まず農業委員は全体の平均でいいまして21人おりまして、選挙で選ばれた人が16人、選任で選ばれた人が5人ということになっております。事務局の職員が4人ほどしかおりませんで、そのうち2人は市町村内部部局と兼任をしている人たちでございまして。農業委員会の仕事だけをやっているわけではないということです。

また、1農業委員会当たりの管轄の農地面積というものは、下に出てきますけれども、2,652haということになってございます。委員が21人でございまして、単純に割り算しますと大体130haということになってございまして、よくいう東京ドーム何個分というものでいうと、東京ドームが4.7haだそうで、これで割りますと大体27個分というものを農業委員1人が担当しているということになってございます。

また、執行状況は右側に書いてございまして、3条の許可が7万件、基盤法による利用計画の決定が30万件ということで、あと転用の6万件ほどございまして。こういうものを全

部合わせますと大体 55 万件ぐらいを農業委員会が業務をやっているということで、1 農業委員会の一月当たりの処理件数にしますと、大体 30 件ということでございます。

次のページ、農業委員会の数ないしは委員の数ですけれども、大体市町村に 1 個でございますので、市町村合併が進んでいる関係もございまして、平成 15 年から 7 年間で大体 45% 減少ということでございますが、職員も同様に減ってきておりまして、15 年の段階ですと 1 万人を超えていたわけですけれども、今は 7,800 人程度になっております。

また、選任と選挙の農業委員の割合は、先ほども出てきましたが 4 分の 3 が選挙委員でございます、選任委員が 4 分の 1。そのうちの半々で団体推薦と議会の推薦ということになっております。また、選挙委員の 7 割は専業農家ないしは第 1 種兼業農家の方々に占められているという状況でございます。

最後のページ、透明性の確保に向けまして国として指導している内容について書いてございます。農地法に基づく申請書類については、ホームページに掲載するように指導しておりますし、標準処理期間についても短縮するように求めてございます。また、判断をするときに 1 件ごとに説明し議論をなささいということでございますし、審査の判断根拠も明確に示して判断をしろと、そういうものを全部詳細に記載した議事録を作製して、市町村のホームページに掲載をしろということになっております。

現在、このホームページに掲載しているのは 99% 農業委員会が掲載しているということでございます。この他にも遊休農地対策ということをやっております。また、先ほど御説明した活動目標・計画を策定して、ホームページに掲載して 1 年後に点検をやるということを指導しているという状況でございます。

簡単ではございますけれども、私からは以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 1 ページのところで、議事録の作製・公表、活動の点検評価などによって、その結果を予算に反映させているというお話がありましたが、具体的にどういう形でどういう評価して、どういう反映のさせ方をされているのか教えていただけますか。

○農林水産省（渡邊課長） 農業委員会に関しまして、農業委員会交付金というものを農業委員会法で定めておりまして、その農業委員会の活動に対して助成するという事なんですけど、その配分の仕方は農家の数ですとか農地の面積に応じて出すということになっているんですけども、そのうちの 2 割については、農業委員会の活動実績に応じて配分することができるとなっております。

その 2 割の部分について、ちゃんとやっていないところについては減額するという事で前回やりまして、22 年しかやっていないわけですが、22 年度の結果に対して 23 年度の予算で削ったということなんですけれども、額がちょっと少ないんですが、関係の 18 ぐらいの農業委員会を対象に 280 万ほど減額をしているという感じになっております。

○翁委員 280 万というものは。

○農林水産省(渡邊課長) 280万が減額の合計額で、2割の相当分というものは9億5,000万円あるんですけども、その2割相当分について全額カットということをやったものを足し上げると、280万円だということでございます。

この対象になった農業委員会にとっては、2割は丸々なくなっているということなんですけど、もともと業務量が小さいようなところが多くございますので、そういうことになっているということでございます。

○岡分科会長 他いかがですか。大室分科会長代理、どうぞ。

○大室分科会長代理 21年に「農業委員会の適正な事務実施について」という、かなり詳細な通知が出ていますが、これにより農業委員会の活動状況は大きく変わっているのでしょうか。

農業委員会の活動に対する交付金については、実際に賄っているのは、事務費と会員費等であり、あとは現場を見に行く費用なので、余り交付金にふさわしい内容ではないと感じました。その点を踏まえて、実際に活動状況が改善されたのかどうか、評価をお願いしたいと思います。

○農林水産省(渡邊課長) 21年に出しておりますので、22年の活動についての評価結果は上がってきている状況でございます。まずこういう活動計画を公表しているところが98.9%、1,713の農業委員会でやっているということですので、それはきっちりと通知どおりにはやっていたというところだと思っております。

また、農業委員会交付金につきまして、市町村の事務費を一部国が支援しているということでございます。農業委員会の方にとっては1委員会平均でいきますと250万円ぐらいの支援なんですけれども、市町村の財政事情が厳しいということでそれなりの効果があると聞いてございます。

○大室分科会長代理 先ほどの活動状況といったのは、報告書が98.9%上がっているということは、今まででも上がっていたと想定されますし、本来はこの通知のあるなしにかかわらず、上がらなくてはおかしいと思いますが、中身がどう変わっているかということを開きたかったのです。

○農林水産省(渡邊課長) 今、まさにそれを集めて分析をしているところでございます。目標に対して達成率がどのぐらいだというものが出てきているんですけども、1,700ありまして、今、集計をしている最中ということでございます。

ちなみに、国もそういうことをやっているんですが、規制改革の会議を始め、いろいろ御指摘をいただいているということで、団体自体の活動の見える化ということで計画を立てて、それをどれだけ達成してそれを踏まえて次の計画に反映させるかというサイクルをつくるように、団体としても取り組んでいるということですので、意識は高まってきているのではないかと考えております。

○岡分科会長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 先ほど、翁委員が御指摘したことと全く同じところで実施時期の平成23

年度中検討開始、できる限り早期に結論というのは、この意味は先ほどと同じ意味だという理解でよろしいのでしょうか。

○農林水産省（渡邊課長） はい。

○佐久間委員 23年度中には難しいけれども、なるべく早く政務三役と相談して早期にやると、こういうことでしょうか。

○農林水産省（渡邊課長） そのとおりです。

○岡分科会長 他いかがですか。大上委員、どうぞ。

○大上委員 これについても、調査票を見せていただくことは可能でしょうか。

○農林水産省（渡邊課長） 結構です。

○岡分科会長 私からお聞きしたいんですけれども、21年のときのもの、これによって改善されていると期待しているんですが、各農業委員会が詳細な議事録を作製する等々のことをやったものは、公表するということになっているんですけれども、同時に例えばその委員会が所属する市町村のトップに報告するとかあるいは直接農水省の方に報告するとか、そういう報告するということはこの中に入っているんですか。自発的にどこかに公表するんでしょうが、それをやったらおしまいなのか、報告すべき相手が決まっていきちんと報告がされているのかという21年の改革後の実態はどうなっているんですか。

○農林水産省（渡邊課長） 議事録や何かについては、ホームページで公表して周知を図れということになっていますので、市長に報告をしているかどうかというのは、市町村内部の決裁の問題としてそういうことはあるかもしれません。そこは市町村内部のことですので、特に国からこうしろということはないということでございます。

中身については、ホームページに出ているということなので、中身そのものを国に報告しろということにはなっていないです。

○岡分科会長 ですから、各農業委員会が自分のホームページに公表するということがいことになっているんですね。もう一歩進めようとしたら、公表もするけれども、同じものを農水省の経営局に全部集めて、場合によってはそれを農水省の中にある行政評価局みたいなところが分析して、結果をアドバイスする。こうしたらもっと良くなるよということをやって、農業委員会の求められている経営そのものをレベルアップしていくということにつなげていくということは、今回のこの調査結果を分析していただいて、21年にやったものがここまで改善したが、更に改善させようということは考えておられるというか、期待してよろしいですか。

○農林水産省（渡邊課長） 通知には書いていないですけれども、実質的には農政局や何かで出てきていますので、国として把握をしているということなんです。その中身について、ちゃんとできていなければ指導するということは、元々我々の考えていたことですので、今度のアンケート結果を踏まえてそういうことがきっちりされているかどうかということもチェックしていくと。

○岡分科会長 できれば、フィードバックしてあげる。報告者というものは出して反応が

何もないとやる気がなくなってくるんです。出したものに対して良かったね、とかここをこう変えた方がいいよ、と言われると、報告のしがいもあると思いますので、是非、踏み込んでいただけたらと思います。

他いかがですか。吉田参考人、どうぞ。

○吉田参考人 農業委員会を支える事務局の機能なんですけれども、この機能がかなり低下してきているのが事実なので、もし今の農業委員会の行政委員会という仕組みを貫徹するのであれば、事務局機能の再強化というものはどうしても必要になると思うんです。今までのWGでの議論では、それが無理だったら都道府県なり市町村の諮問機関で引き上げた方がいいのではないかという議論もあったわけですが、今のところ、この行政委員会のシステムでいこうということのようですから、その事務局強化に対して具体的な手立てというものは23年度予算で何らかの措置はされているんですか。

○農林水産省（渡邊課長） 農業委員会の関係は、実は先ほど申し上げた交付金につきましては、国と地方との関係がございまして、税源移譲ということで半分は地方に移譲しているということになっていますので、農家数だとか農地の面積に応じて配分する部分があったわけなんですけれども、その部分については移譲しておりますので、これは地域の方で必要があればしっかりやっていただくというしかないんだと思うんです。

21年改正法で新たに付け加わった事務については、交付金とは別の事業で手当てしておるわけなんですけど、こちらも提言型政策仕分けや何かで厳しく御指摘をいただいております。24年度予算は当初の大体半分ぐらいになっている状況でございます。予算を効率的に使っていただいて、必要なところはしっかりやっていただくということをお願いしたいと思っております。

○吉田参考人 農水省も検討はされていると思うんですけれども、税源移譲という名前の下で補助金が削減されて財源が地方自治体にいっているはずだということだったんです。

その議論でいくと、今の独立行政委員会の仕組みのままだと、その議論で済まされてしまうことが続いてしまいます。そこで市町村の諮問機関にするという方法であれば、もう一回別の議論で、例えば地方交付税の基礎単位費用に入れるとか別の議論ができると思うんです。そうした点も含めて、これは本来自治体側が検討して要望しなくてはいけないことなんだろうとは思いますが、農水省の方でも抜本的な話を検討してもらわないと、どんどん予算は少なくなる。そして、基盤となる事務局機能は失われていく、だけれども農業委員会の機能は強化しているという矛盾した状況が続きますので、是非、御検討いただけたらと思います。

○岡分科会長 今回の吉田さんの話とは違いますけれども、先ほど御説明になった農業委員とは月3万円しかもらっていないんですね。志の高い方々でないとできないですね。しかも、重要な機能を持っていますし、1人当たりの事務局の方々の業務量も増えているということなので、この辺のところをしっかりしないと、形だけになってしまうようなことにならないように、どちらかというとお金を削る方ばかりが注目されていますが、しっかり

中身があれば、という思いもします。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 選挙というのは、実際どれぐらい行われているんですか。3年に1回候補者が出て、実際に選挙が行われるかどうか。

○農林水産省（渡邊課長） 大体1割ぐらい。

○大上委員 選挙の実施率は1割ですか。その1割で投票率は何%ぐらいですか。

○農林水産省（渡邊課長） ちょっと今、資料を持ち合わせてございませんので、もし必要なら後でお示ししたいと思います。

○大上委員 そうすると、選挙という仕組みそのものが余り機能していないとも言えるかもしれないですね。

○農林水産省（渡邊課長） というか、実態上は市町村域が増えていることもあって、集落のまとめ役みたいな方々が大体立候補をされて、そうすると誰も反対をしないということなので、事実上選挙にならないということが多いのかなと思っています。農村社会ですので、そもそも余り争いを好まない体質というものもあるかと思っています。

○吉田参考人 最近の実態は、無理やり立候補させられる方が多いです。引き受けた人が大変な思いをしていることが実態ではあります。

昔はなりたがる人が多かったのですが、今は真面目な人がみんなに押されて仕方なくやっているという感じです。

○岡分科会長 他いかがでしょうか。

大分時間が押していますので、よろしければこの辺で終わらせたいと思います。渡邊さん、どうもありがとうございました。

吉田さん、今日はありがとうございました。

それでは、最後に次回の分科会の日程についてお話しさせていただきます。2月27日月曜日の午後3時半より開催する予定ですので、よろしくお願ひします。以上で会議を終了いたします。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。